

## 第 2 9 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 3 年 8 月 5 日 午前 9 時 3 0 分  
 閉会の日時 令和 3 年 8 月 5 日 午前 1 0 時 0 9 分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

### 委員

| 議席 | 氏 名     | 出席 | 欠席 | 備 考 |
|----|---------|----|----|-----|
| 1  | 星 野 安 久 | ○  |    |     |
| 2  | 齊 藤 美 保 |    |    |     |
| 3  | 岸 正 二   |    |    |     |
| 4  | 角 田 壽 一 | ○  |    |     |
| 5  | 鳥 山 孝 子 |    |    |     |
| 6  | 新 井 正 喜 | ○  |    |     |
| 7  | 飯 塚 敬 子 |    |    |     |
| 8  | 下 田 三 徳 |    |    |     |
| 9  | 齊 藤 由 香 | ○  |    |     |
| 10 | 大 島 アサ子 |    |    |     |
| 11 | 須 田 和 敏 |    |    |     |
| 12 | 青 木 明 雄 | ○  |    |     |
| 13 | 高 井 眞佐実 |    |    |     |
| 14 | 石 田 玉 枝 | ○  |    |     |
| 15 | 野 村 隆   | ○  |    |     |
| 16 | 眞 下 謹 司 |    |    |     |
| 17 | 廣 瀬 淳   | ○  |    |     |
| 18 | 高 橋 昭 彦 | ○  |    |     |
| 19 | 山 本 彰一郎 | ○  |    |     |

### 渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

|  |         |  |  |                 |
|--|---------|--|--|-----------------|
|  | 齋 藤 光 男 |  |  | 農地利用最適化推進委員委員長  |
|  | 新 井 健 二 |  |  | 農地利用最適化推進委員副委員長 |
|  | 津久井 一 美 |  |  | 農地利用最適化推進委員班長   |
|  | 爲 谷 賢 司 |  |  | 農地利用最適化推進委員班長   |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

|         |        |       |    |
|---------|--------|-------|----|
| 議事録署名委員 | 議席 1 番 | 星野 安久 | 委員 |
|         | 議席 4 番 | 角田 壽一 | 委員 |

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

|          |               |        |  |
|----------|---------------|--------|--|
| 委員以外の出席者 | 事務局長          | 千木良 典行 |  |
|          | 統括主幹 (農地調整係長) | 吉田 徳之  |  |
|          | 統括主幹 (農業振興係長) | 狩野 康信  |  |
|          | 主 任           | 中嶋 辰哉  |  |

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、第29回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

今回の総会につきましては通常の体制で行うこととなっておりますが、新型コロナウイルス感染症がデルタ株等の影響によりまして急速に感染拡大となっております。8月4日からまた県の警戒度が「4」となりました。今回は会長と相談させていただきまして、急きょ縮小体制で行うこととなりました。よろしくお願いします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力をお願いします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

先ほどお話がありましたように、令和3年度第29回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

今回の総会につきましては、冒頭で事務局長の方からお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症の群馬県の警戒度が「2」になったことから会議の縮小体制を解除していましたが、再度、昨日、警戒度が「4」に引き上げられたことから、急きょ縮小体制とさせていただきます、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しております。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題といたします。

議事録署名委員に、星野安久委員、角田壽一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、星野安久委員と角田壽一委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号の5の61、5の64、5の74の記載の3件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和3年7月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。</p> <p>3ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から6番の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりです。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>                 |
| 議 長 | <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>質疑等がございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>はい、議長。事務局長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | <p>はい、事務局長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>ただいまご上程いただきました報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。</p> <p>報告書の5ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>この度の届出は、5ページから7ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。</p> <p>また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>質疑等がございましたらお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてをご説明いたします。

報告書の9ページをお願いいたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、次のとおり願い出があり、調査の上、証明書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

この度の願い出は、9ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、被相続人の住所、氏名、所有面積、相続人の住所、氏名、相続開始日、特例適用農地等の明細は、記載のとおりであります。

本件につきましては、内容を慎重に審査した結果、農地として適正利用をしていると認められ、所要の添付書類も具備していることから、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者と認められます。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

はい、角田委員。

4 番

適格者証明というのは、今まで聞いたことのないような気がするんですけど、要するに、相続して農業をやっていれば、猶予ということで、確実に営農していれば問題なしということでもいいですか。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 亡くなられるまで相続税の猶予を受けられるということで、仮にこの部分について転用とかが生じた場合には、税金が出てきます。農業をするためということで猶予されるということです。                                                                                                                                                                                     |
| 4 番 | 分かりました。ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長 | ほかに何かございますか。                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     | （「質疑なし」の声あり）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | <p>それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第7、報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | はい、議長。事務局長。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | はい、事務局長。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>ただいまご上程いただきました報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてをご説明いたします。</p> <p>報告書の11ページをお願いいたします。埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>この度の届出は、11ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地の所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は、記載のとおりであります。</p> <p>以上で報告第5号の説明は終わります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>質疑等がございましたらお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
|     | （「質疑なし」の声あり）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。</p> <p>それでは、渋川、小野上地区を野村第2班長、赤城、北橘地区を星野第2班長より報告をお願いします。</p>                                                                                                                                     |

最初に、野村第2班長、お願いします。

1 5 番

それでは、7月27日に実施しました渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤由香委員、青木委員、高橋委員、事務局、中嶋主任、儘田主事と私、野村、6名で実施しました。

渋川、小野上地区の今回の許可申請は、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が10件、合計11件であります。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、5条の計画変更申請であります。

議案書の5ページをご覧くださいと思います。

申請番号1番の現地は、東は畑、西と北は宅地、南は私道となっております。問題ないかと思います。

次に、5条申請であります。

9ページをご覧くださいと思います。

申請番号5の1番の現地は、東は宅地、西は一体利用する宅地、南は道路、北は畑となっております。ドッグランということで申請があったものでございます。

申請番号5の2番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略をさせていただきます。

申請番号5の3番の現地であります。東は畑、西は宅地、南は道路、北は雑種地となっております。住宅用地とのことでございます。

次に、10ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっております。

申請番号5の5番の現地であります。東は宅地と畑、西と北は道路、南は道路と宅地となっております。

申請番号5の6番の現地であります。東と西と南は宅地、北は畑となっております。住宅用地としての申請でございます。

申請番号5の7番の現地であります。東は宅地、西と北は道路、南は田となっております。店舗、薬局ということでの申請でございます。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

申請番号5の8番の現地であります。東は畑、西は田と宅地、南と北は道路となっております。建売住宅の申請となっております。

申請番号5の9番の現地であります。東と西と北は畑、南は道路となっております。一般住宅用地との申請でございます。

申請番号5の10番の現地であります。東と西は宅地、南は鉄道用地、北は宅地と畑となっております。太陽光発電の申請ということで

ございます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料によりまして説明を受け、現地において調査委員全員で確認をした結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。  
続いて、お願いします。

1 番

はい、1番、星野。

議 長

はい。星野委員。

1 番

それでは、第2班、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。

令和3年7月27日の火曜日に実施いたしました。参加者は、角田委員、新井委員、山本会長と私でございます。事務局の方は吉田係長、山口主事の計6名で実施いたしました。

今回の赤城、北橋地区の許可申請は、4条申請が2件、5条申請が5件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿ってご報告いたしますが、案内図の番号と議案書の申請番号は同一でございますので、一緒にご覧いただきたいと思います。

まずはじめに、4条申請でございますけれども、議案書の3ページをご覧くださいと思います。

申請番号4の1番の現地は、東、南、北が道路です。西は一体利用する宅地と畑となっております。転用目的は、住宅の出入口。特に問題ないと思われます。

申請番号4の2番の現地は、東が墓地、西は畑、南が宅地、北は道路。墓地の申請でございますけれども、特に問題ないと思います。

次に、5条申請でありますけれども、12ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東と西と北が山林です。南が道路となっております。転用の目的は、資材置場となっております。

申請番号5の12の現地は、東と南が畑です。西は宅地と畑、北が道路となっております。これも露天資材置場ということで、特に問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東が雑種地、西と北が一体利用する宅地、南が畑となっております。特に問題ないと思われます。住宅の拡張が目的でございます。

申請番号5の14番の現地は、東と西が畑、南と北が道路となっております。一般住宅の転用目的でございますが、特に問題ないと思われま

す。

最後に13ページ。申請番号5の15番でございますけれども、東と西と南が畑、北が道路となっています。転用の目的は、一般住宅でございます。これも特に問題ないと思われま。

なお、農地区分については、出発前に事務局の方から説明を受けて、全員で確認した結果、特に問題ないと思います。

以上、第2班、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書1ページの申請番号3の2番につきましては、8月3日に申請人より申請の取下げ願ひがありましたので、欠番でお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページから2ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。受入、渡入当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

2ページをお願いいたします。申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の2番は取下げとのことですので、申請番号3の2番を除く申請番号の3の1番から3番の2件について審議いたします。ただいま事務局の説明及びお手元の第3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の2番を除く申請番号3の1番から3番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の2番を除く申請番号3の1番から3番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番及び2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につきましては、議

案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、J R の駅から約500メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から2番の2件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から2番の2件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条

の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、申請地の所在、面積及び転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、昭和61年7月15日付け群馬県指令により、一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。

一方、変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものであります。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより申請番号1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することで決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の10番保留分の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請（保留分）につきましてご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第5条の

規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の10番保留分は、7月6日の総会にお諮りいたしましたが、本件申請は都市計画法の開発許可若しくは許可見込みが必要であります。先月の総会審議時点では許可及び許可見込みがなかったことから、保留とした案件です。

今般、前橋土木事務所へ確認したところ、許可見込みがあるとの回答が得られましたので、再議をお願いするものです。

なお、申請地は、子持行政センターから約420メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の10番保留分について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、申請番号5の10番保留分の1件については、3,000平方メートルを超える案件であり、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号5の10番保留分の1件については、群馬県農業委員会ネットワークに意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により許可書を交付することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

議 長

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の9ページから13ページ関連です。議案書の9ページをお願いいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号の5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

11ページをお願いします。

申請番号5の8番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、J R の駅から約230メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住

宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

13ページをお願いいたします。申請番号5の15番は、北橋行政センターから約450メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から15番の15件について審議いたします。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

はじめに、申請番号5の14番を審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号5の14番について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号、申請番号5の14番については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、5の14番については、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長            それでは次に、申請番号5の14番を除く申請番号5の1番から15番の14件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長            質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第5号、申請番号5の14番を除く申請番号5の1番から15番の14社のうち、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の5番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、残りの13件は許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長            異議なしと認め、申請番号の5の14番を除く申請番号5の1番から15番の14件のうち、申請番号5の5番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により許可書を交付し、それ以外は議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第14、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局           はい、議長。事務局長。

議 長            はい、事務局長。

事務局           ただいまご上程いただきました議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。  
議案書の15ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。  
内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地については、伊香保地区における農用地利用集積計画であります。  
なお、この計画概要の公告は、令和3年9月1日を予定しております。  
計画概要につきましては、15ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が2人、借受人が2人、筆数が4筆、面積が4,774平方メートルです。この個別の内訳は、

16ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第6号、農用地利用集積計画の決定については、  
認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認すること決しました。  
以上をもちまして、第29回総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時09分>